

議案第 8 2 号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年杉並区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項の次に次のように加える。

5 の 2 区長	杉並区子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年杉並区条例第 1 8 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
----------	--

別表第 1 の 9 の項の次に次のように加える。

9 の 2 区長	妊娠高血圧症候群等により患している者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
----------	--

別表第 2 の 9 の項中

「		都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
---	--	-----------------------------

を

「		杉並区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		都心身障害者医療費助成関係情報で

		あつて規則で定めるもの
--	--	-------------

に改め、同表の１７の項の次に次のように加える。

１７の２ 区 長	児童手当法（昭和４ ６年法律第７３号） による児童手当又は 子ども・子育て支援 法等の一部を改正す る法律（令和６年法 律第４７号）附則第 １３条第１項の規定 によりなお従前の例 によることとされた 同法第１２条の規定 による改正前の児童 手当法附則第２条第 １項の給付（以下 「旧特例給付」とい う。）の支給に關す る事務であつて規則 で定めるもの	子ども医療費助成関係情報であつて 規則で定めるもの
-------------	--	------------------------------

別表第２の２９の項中

「		都心身障害者医療費助成関係情報で あつて規則で定めるもの
---	--	---------------------------------

を

「		区心身障害者医療費助成関係情報で あつて規則で定めるもの
		都心身障害者医療費助成関係情報で あつて規則で定めるもの

に改め、同項の次に次のように加える。

２９の２ 区 長	杉並区子どもの医療 費の助成に關する条 例による医療費の助	生活保護関係情報であつて規則で定 めるもの
-------------	-------------------------------------	--------------------------

	成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第２の３３の項の次に次のように加える。

３３の２ 区長	妊娠高血圧症候群等により患している者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第２の３９の３の項中

「		杉並区ひとり親家庭等の医療費の助
---	--	------------------

		成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	------------------------------------

を

「

		杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の４０の項、４２の項及び４３の項中「保険給付」を「保険給付の支給」に改め、同表に次のように加える。

４４ 区長	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和４７年東京都条例第１１７号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

個人番号を利用することができる事務等を定める必要がある。